



羽の情報便

消費税の算出方法

消費税はどのように計算するのでしょうか？

■消費税(国税)の計算

<一般課税>

課税期間における課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税仕入高} \times 4/105) = \text{消費税額}$$

課税売上高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額(税抜き)となります。課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿および請求書などの保存が必要となります。

<簡易課税制度>

課税期間における課税売上に係る消費税額に事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

この制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に選択が可能となります。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税売上高} \times 4\% \times \text{みなし仕入率}) = \text{消費税額}$$

種別	事業内容	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業(農林、漁業、建築業、製造業など)	70%
第4種事業	その他(飲食店業、金融業、保険業など)	60%
第5種事業	サービス業(運輸、通信、不動産、サービス業など)	50%

■地方消費税の計算

$$\text{消費税額} \times 25\% = \text{地方消費税額}$$



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
 ■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A



この判断には、投資目的か、信仰用の祭具であったかが、分かれます。今回のケースのようにあくまでも信仰目的である場合には、相続税法上では、祭具は非課税財産とされています。また、祭具とは民法上祖先の礼拝などに使われるものをいいます。したがって、その祭具が名のある者などによって作られたもので、特定の市場などで希少価値があるようなものであったとしても相続税は課されません。ただし、投資目的で購入した純金の仏像などは、祭具とはみなされず相続税が課されるので注意が必要です。

最近、主人が亡くなりましたが、生前、近所の骨董市で信仰用に仏像を一万円で購入しました。鑑定士に見てもらったところ三百万円の値が付きましたが、相続税の計算上いくらで評価すれば良いでしょうか？

税金まめ知識（第33回）医療費控除

生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、以下の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となりますので注意が必要です。

医療費控除額
(最高200万円)

=

その年中に
支払った医療費

－

保険金などで
補填される金額

－

10万円または所得金額の5%
(どちらか少ない金額)

保険金などで補填される金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補填を目的として支払われる損害賠償金などです。

控除を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。その際、医師などが発行した領収書などを添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

皆さんがよく間違える控除の対象外の事例として、美容整形手術の費用、健康診断の費用、自家用車で通院する際のガソリン代や駐車場代、治療に直接関係しない眼鏡の購入や補聴器の購入費用などがあります。これらは、医療費控除の対象にはなりませんので注意が必要です。

まずは、年間で医療費の合計が10万円を超えているかをチェックしてみてください。



3月の税務カレンダー

3月10日（水）

2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月15日（月）

21年分所得税の確定申告
所得税確定損失申告書の提出期限
21年分所得税の総収入金額報告書の提出
個人の青色申告の承認申請
20年分所得税の更正の請求
贈与税の申告



3月31日（水）

1月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

7月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット!～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例21 : 寿司店 (年間 39.1%の削減)

合理化前		合理化後	
年間の電気料	635,252円/年	年間の電気料	387,020円/年

年間の電気料金削減金額 1年間で 248,232円 10年間で 2,482,320円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒーブレイク!

税金クイズ (4)



【問】

知人は、夫婦そろって世話好きで、そんなこともあって結婚式の媒酌人をよく頼まれるそうです。
去年はなんと10回も頼まれ、その謝礼だけで年間100万円程になってしまいます。
毎年一般の所得で確定申告は行っているのですが、この分についてはどのように取り扱えばよいでしょうか。

- ①所得税が課される
- ②贈与税が課される
- ③税金は一切かからない



【正解】①

年間の謝礼の総額とそれに付随する経費をきちんと把握して申告している人が世の中にいるかどうかはわかりませんが、もし申告をするすれば、仕事として行っているわけではなく、お礼であっても仲人としての行為をした対価と考えられるので、所得税の雑所得の範疇に該当します。必ず申告しなければならないかと言うと難しいところですが…。



今月のコラム

少しずつですが春めいた日が増えてきました。これから日に日に暖かくなっていくのが楽しみです。今年の東京の桜の開花予想も三月二十日過ぎとのことで、そろそろお花見の計画もしなければなりませんね。

海外では、今年の一月のハイチの地震に続き、先月末には南米チリで巨大地震が起こり、地球の裏側の日本にも津波が襲来しました。TVのニュース速報では、大津波警報という聞きなれない言葉に緊張感が走りました。現地では甚大な被害が出ているようで地震大国の日本人からするととも他人事とは思えない出来事でした。アメリカのNASAによると、この地震の影響によって、なんと地球が変形し、地軸が約8センチずれたせいで、一日の長さが百万分の一・二六秒短くなった可能性があるとの発表がありました。自然の力にはいつも驚かされます。

当社も目の回るような確定申告の忙しい時期もひと段落し、少しずつ落ち着きを取り戻しつつあります。春の訪れとともに新年度や新学期がスタートします。新年度も皆様にとってより実り多い一年となりますよう、今後も陰ながらご支援させていただければ幸いです。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

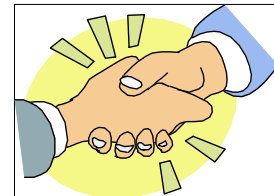
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

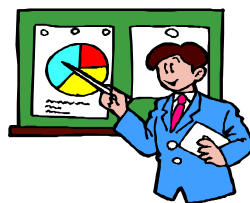
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



一年で最も寒い時期ですが、健康に注意してがんばろう！

